

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1500 万円の特別控除の縮減			
税目（条文番号）	所得税・法人税			
見 直 し の 内 容	<p>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合に係る譲渡所得の 1500 万円特別控除について、適用対象事業から一団の住宅建設事業を除外する。</p> <p><関係条文：租税特別措置法第 34 条の 2 第 2 項第 3 号ハ 第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ハ ></p> <table border="1" data-bbox="874 808 1489 925"> <tr> <td data-bbox="874 808 1219 925">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 808 1489 925">+ 10.6 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 10.6 百万円 （ - 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 10.6 百万円 （ - 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>一団の住宅建設に関する事業に係る課税の特例については、過去 5 年間における適用実績が僅少であり、また今後も適用数の大幅な増加は見込まれず、現状では本特例措置が政策実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難いことから、廃止する。</p>			